

市町村合併 *Part 2*



先月号では、市町村合併についての近年の社会背景や、合併による効果などをお知らせしました。

今月号では、国や県による主な財政上の支援策の一部と、県の示す市町村の「結びつきのパターン」の例示をお知らせします。

問 企画課企画係 内線 288

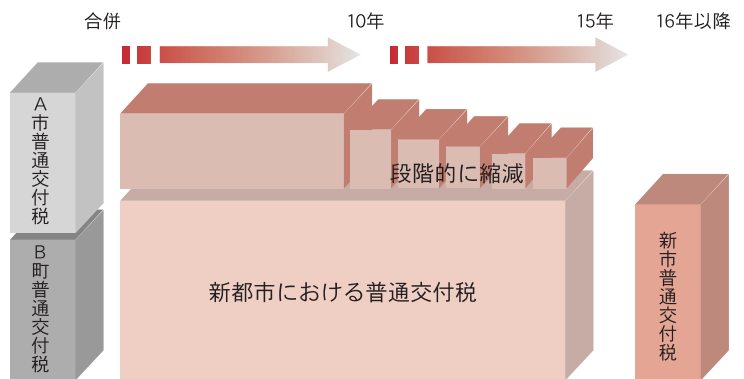
国による支援策

国では、市町村合併を推進するために、平成 17 年 3 月までに合併したときは、合併後のさまざまな財政面での支援策を講じることとしています。

●普通交付税額の算定の特例

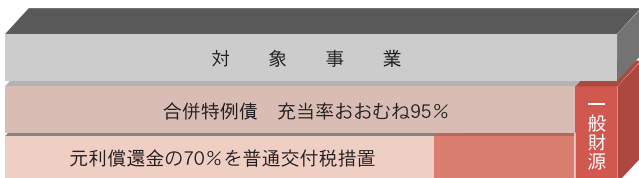
一般的には、合併をすると普通交付税の額が少なくなりますが、合併当初は経費の節約も困難な面があることから、急激に普通交付税が減少しないよう、合併年度およびこれに続く 10 か年度については、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らない措置が講じられます。

さらにその後 5 か年度については、この増加額は段階的に縮減されます。



●合併特例債

合併市町村が、市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度およびこれに続く 10 か年度に限り、地方債（合併特例債）をもってその財源とすることができ、その地方債の元利償還金の一部について、普通交付税措置が講じられることとされています。



【対象事業例】

<公共的施設の整備及び統合整備>

- ・旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネルなどの整備
- ・住民が集う運動公園などの整備
- ・介護福祉施設が整備されていない地区への整備など
- ・類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

<合併市町村振興基金>

- ・新市町村の一体感の醸成に資するイベントの開催、新しい文化の創造に関する事業の実施など
- ・地域行事の展開、伝統文化の伝承などに関する事業の実施、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策など

●合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併直後に必要となる臨時的経費について、5 か年度にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入し、包括的な財政措置を行うこととされています。

【対象事業例】 ・行政の一体化（基本構想などの策定や改定、コンピュータシステムの統一など）に要する経費など

●災害復旧事業費の国庫負担等の特例措置

合併した年と、これに続く 5 年以内に発生した災害などについては、合併関係市町村が従前のまま存在したものと仮定した場合の財政援助の額を保障し、合併により不利益にならないよう措置されることとなっています。

県による支援策

県では、平成 13 年 7 月に「千葉県市町村合併支援本部」を設置し、円滑な新市町村の体制づくりや、合併重点支援地域などを支援するため、独自の支援プラン「新しいまちづくり支援プラン」を整備しています。

【合併の具体化に向けての支援】

●市町村合併支援補助金

市町村合併の取り組みを一層推進するため、合併重点支援地域内の市町村などが実施する、次の事業に要する経費について補助金を交付します。

○合併についての調査研究、啓発などの事業

補助限度額 3 0 0 万円（合併重点支援地域の場合は 5 0 0 万円）

○歴史文化の承継、コミュニティ育成などの課題解決の検討調査事業

補助限度額 5 0 0 万円（合併重点支援地域のみ対象）

○法定合併協議会運営支援事業

補助限度額 1, 0 0 0 万円（2 か年度以内）

●市町村合併推進アドバイザーの派遣

市町村などからの申請に基づき、講演会、シンポジウムなどへ講師等を派遣します。

【合併後の市町村に対する支援】

●合併特例交付金（仮称）

円滑な新市町村の体制づくりを支援するため、伝統文化の保存などのための事業や、行政格差是正のための基盤整備事業などに要する経費について、交付金を交付します。

●市町村振興資金の無利子貸付

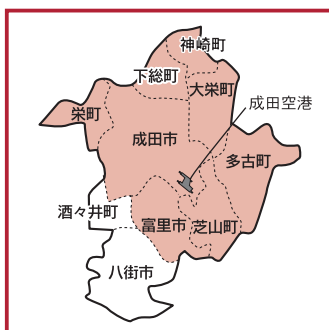
現行の「市町村振興資金」において、合併準備に要する経費や合併後の新市町村におけるまちづくり事業のうち、合併特例債を用いない経費などについて、無利子の資金貸付を行います。

県の示す結びつきのパターン例示

県では、平成 12 年に「千葉県市町村合併推進要綱」を定め、市町村の効率的運営規模をおおむね 10 万人とし、県独自の 25 の「結びつきパターン」を示しました。

富里市については、次の 2 つの例示パターンが示されています。例示パターンは、通勤や買い物など日常生活でのつながりや行政的な結びつき、行政の効率化などを総合的に取りまとめています。

なお、これらの例示パターンは、あくまでも市町村や住民のみなさんが、市町村合併について検討や議論の際の参考や、目安になる市町村の組み合わせを例示したものであり、この他にもさまざまな組み合わせが考えられます。



【例示 1】

富里市、成田市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、多古町、芝山町

○人口…2 2 5, 3 0 0 人 ○面積…4 3 6. 2 1 k m²

○期待される効果

- ・特例市（※）移行による権限拡充とイメージアップ
- ・成田空港を生かした一体的なまちづくりの展開
- ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化



【例示 2】

富里市、成田市、八街市、酒々井町

○人口…2 3 8, 3 6 0 人 ○面積…2 7 9. 0 7 k m²

○期待される効果

- ・特例市移行による権限拡充とイメージアップ
- ・地域の一体的整備・振興
- ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

※特例市＝人口 20 万人以上で、開発行為の許可など 20 項目の事務を処理できる都市

※人口＝平成 12 年度国勢調査人口 ※富里市の人口＝5 1, 0 4 3 人（平成 14 年 10 月末現在）、面積＝53.91K m²